

令和5(2023)年度 第3回 栃木県生活交通対策協議会 次第

日 時：令和6(2024)年1月22日(月) 10:00～

場 所：栃木県庁本庁舎8階会議室4

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- (2) 来年度以降の協議体制について

【説明事項】

交通事業者を対象とした支援事業について

4 その他

5 閉 会

【配付資料】

次 第 令和5(2023)年度第3回栃木県生活交通対策協議会次第

要 綱 栃木県生活交通対策協議会設置要綱

名 簿 栃木県生活交通対策協議会委員名簿

資 料 1 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

資 料 2-1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価

資 料 2-2 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

別 添 1 関東自動車ポンチ絵

別 添 2 ジェイアールバス関東ポンチ絵

別 添 3 日光交通ポンチ絵

資 料 3 来年度以降の協議体制について

資 料 4 交通事業者を対象とした支援事業について

栃木県生活交通対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 県内における生活交通の維持、改善及び充実に図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス」という。）に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事。
- (2) 生活交通に係る支援に関する事。
- (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（以下「国庫協調補助要領」という。）第2条第4号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（以下「県単補助要領」という。）第2条第4号に規定する生活バス路線の指定に関する事。
- (4) 国庫協調補助要領第18条第1項及び県単補助要領第18条第1項に規定する特定課題系統の選定に関する事。
- (5) 国庫協調補助要領第19条第4項及び県単補助要領第19条第4項に規定する改善計画の承認に関する事。
- (6) 生活交通の維持、改善及び充実に係る広域的な取組に関する事。
- (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、別表1の委員によって構成する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は栃木県県土整備部長を、副会長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集するものとする。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の会議、議事録要旨及び資料は原則公開とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認めら

れる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

(分科会)

第6条 協議会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

- (1) 第2条第1号に規定する路線の休廃止に関すること。
 - (2) 第2条第3号に規定する生活バス路線指定に関すること(関係者(この号において、知事及び関係市町村長をいう。)間で、国庫協調補助要領第2条第4号又は県単補助要領第2条第4号の意見が一致しない場合に限る。)
 - (3) 第2条第5号に規定する改善計画の承認に関すること(別表2に掲げる委員間の意見が一致しない場合に限る。)
 - (4) その他、会長が分科会での協議が適当と認める事項に関すること
- 2 分科会は、別表2の委員によって構成する
 - 3 分科会に、座長及び副座長を置く。
 - 4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
 - 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
 - 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。
 - 8 座長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
 - 9 協議会は、分科会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第7条 会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

(別表1)

栃木県生活交通対策協議会構成員

- ・ 栃木県県土整備部長
- ・ 国土交通省関東運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長
- ・ 県内市町村生活交通担当部長（ただし、担当する部がない場合は、担当課長とする。）
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- ・ 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

栃木県生活交通対策協議会分科会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 関係市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 関係一般乗合運送事業者乗合担当課長

栃木県生活交通対策協議会委員名簿

R5(2023).9.1現在

No.	所 属	役 職	備 考	No.	所 属	役 職	備 考
1	栃木県	県土整備部長	会 長	20	茂木町	企画課長	
2	関東運輸局	自動車交通部長		21	市貝町	企画財政課長	
3	関東運輸局栃木運輸支局	支局長	副会長	22	芳賀町	建設産業部長	
4	宇都宮市	総合政策部長		23	壬生町	総務部長	
5	足利市	生活環境部長		24	野木町	産業建設部長	
6	栃木市	生活環境部長		25	塩谷町	くらし安全課長	
7	佐野市	都市建設部長		26	高根沢町	地域安全課長	
8	鹿沼市	市民部長		27	那須町	ふるさと定住課長	
9	日光市	建設部長		28	那珂川町	生活環境課長	
10	小山市	都市整備部長		29	(一社)栃木県バス協会	専務理事	
11	真岡市	総合政策部長		30	(一社)栃木県タクシー協会	専務理事	
12	大田原市	市民生活部長		31	関東自動車(株)	路線バス部部长	
13	矢板市	市民生活部長		32	ジェイアールバス関東(株)	営業部長	
14	那須塩原市	市民生活部長		33	日光交通(株)	専務取締役	
15	さくら市	総合政策部長		34	東武バス日光(株)	取締役運輸統括部長	
16	那須烏山市	まちづくり課長		35	しおや交通(株)	代表取締役	
17	下野市	市民生活部長		36	足利中央観光バス(株)	代表取締役	
18	上三川町	地域生活課長		37	栃木県交通運輸産業労働組合協議会	議長	
19	益子町	総務部長					

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

1 概要

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価とは、国の「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」に基づき、地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、事業者からの事業評価の内容を、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価を行い、当該評価の結果を、地域公共交通確保維持事業については、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、協議会から地方運輸局に報告するとともに、公表することとされている。

2 事業者からの事業評価案作成状況

地域公共交通確保維持事業 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金【資料2】

令和5(2023)年度に、当該事業の補助金の交付を受けようとする3社について事業評価を実施

- 関東自動車株式会社 宇都宮～日光東照宮線ほか19系統
- ジェイアールバス関東株式会社 塩原本線
- 日光交通株式会社 鬼怒川線

3 事業評価案の記載内容について

①には補助対象事業者名、②の事業概要は地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の系統名、③前回の事業評価結果の反映状況については、前回の事業評価時に記載した改善点についての取組状況、④事業実施の適切性は、策定した計画に基づく事業が適切に実施されたかについて、⑤目標・効果達成状況は、申請時記載の目標に対する結果、⑥には事業の今後の改善点をそれぞれ記載してある。

なお、⑤目標・効果達成状況は、当協議会では目標が定量的な数値目標のみの場合、100%達成で「A」、90%達成で「B」、90%未満の場合は「C」と評価した。

4 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

地域公共交通確保維持事業に係る評価を実施している協議会にあつては、事業評価結果の地方運輸局への報告に際し、資料2-2のとおり、事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について併せて報告を行う。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年1月22日

協議会名: 栃木県生活交通対策協議会

評価対象事業名: 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
関東自動車株式会社	宇都宮駅～日光東照宮 (車両減価償却費国庫補助適用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A 計画2,726回に対して、実績 2,726回となり、計画していた運 行回数通りとなった。	A 目標277人/日に対して、325人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～今市車庫 (車両減価償却費国庫補助適用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 1,954回に対して、実績1,952回 となり、計画していた運行回数 に届かなかった。	A 目標197人/日に対して、243人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～船生 (車両減価償却費国庫補助適用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,600回に対して、実績2,596回 となり、計画していた運行回数 に届かなかった。	A 目標263人/日に対して、309人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～荒針～鹿沼営業所	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,403回に対して、実績2,391回 となり、計画していた運行回数 に届かなかった。	A 目標216人/日に対して、254人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～免許センター～楡 木車庫	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A 計画1,749回に対して、実績 1,749回となり、計画していた運 行回数通りとなった。	A 目標133人/日に対して、157人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～石橋駅	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 4,168回に対して、実績4,163回 となり、計画していた運行回数 に届かなかった。	A 目標322人/日に対して、392人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
関東自動車株式会社	駒生営業所～田原～玉生車庫	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A 運行ダイヤの変更により、計画 2,013.5回に対して、実績 2,015.5回となり、計画していた 運行回数を超えた。	A 目標247人/日に対して、271人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	駒生営業所～田原～今里	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,091.5回に対して、実績 2,082.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標201人/日に対して、243人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	駒生営業所～田原～グリーン タウン	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	C 期中の運行回数に変更となっ たため、計画1,481回に対し て、実績1,119回となり、計画し ていた運行回数に届かなかっ た。	A 目標82人/日に対して、113人/ 日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	駒生営業所～屋板～上三川車 庫	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A 計画1,897.5回に対して、実績 1,897.5回となり、計画していた 運行回数通りとなった。	A 目標191人/日に対して、253人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	駒生営業所～平松～西汗	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 1,992回に対して、実績1,990回 となり、計画していた運行回数 に届かなかった。	A 目標231人/日に対して、270人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	西原車庫～ベルモール～真岡 営業所 (車両減価償却費国庫補助適 用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A 計画4,144.5回に対して、実績 4,144.5回となり、計画していた 運行回数通りとなった。	A 目標417人/日に対して、492人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮東武～橋場～真岡営業 所 (車両減価償却費国庫補助適 用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 1,672.5回に対して、実績 1,669.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標158人/日に対して、177人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮東武～ベルモール～益 子駅前	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A 計画3,270回に対して、実績 3,270回となり、計画していた運 行回数通りとなった。	A 目標330人/日に対して、393人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
関東自動車株式会社	氏家駅～馬頭車庫	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,189回に対して、実績2,183回 となり、計画していた運行回数 に届かなかった。	C 目標120人/日に対して、51人/ 日となり、目標に届かなかっ た。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	西那須野駅東口～馬頭車庫	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,132回に対して、実績2,127回 となり、計画していた運行回数 に届かなかった。	A 目標216人/日に対して、218人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	西那須野駅東口～五峰の湯	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 臨時便の運行回数が減少した ため計画1,869回に対して、実 績1,849.5回となり、計画してい た運行回数に届かなかった。	A 目標159人/日に対して、159人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	大田原市役所～五峰の湯	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A 臨時便の運行により、計画 2,355回に対して、実績2,386.5 回となり、計画していた運行回 数を超えた。	C 目標159人/日に対して、113人 /日となり、目標に届かなかっ た。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	那須塩原駅～那須湯本温泉	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A 臨時便の運行により、計画 6,570回に対して、実績6,587.5 回となり、計画していた運行回 数を超えた。	A 目標261人/日に対して、306人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅東口～上野団地～岡 本駅西口	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 8,123.5回に対して、実績 8,098.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標317人/日に対して、362人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
ジェイアールバス関東株式会社	塩原本線 (西那須野～塩原温泉)	<ul style="list-style-type: none"> ・渓谷フリー切符をふるさと納税の返礼品として継続中 ・企画乗車券を高速バスネットプラスにより販売継続中 ・ふるさと納税の宿泊券送付の際に、バス利用割引券(300円)の同封を継続中 ・利用促進として、特殊定期券(学生)の発売を継続中 	A 計画:3,892回 実績:3,892回 計画通り実施された	B <ul style="list-style-type: none"> ・企画乗車券については、コロナが5類となり、人の移動に制限がなくなったことから、販売枚数は対前年比14.3%と大幅に増加した。 ・利用客数については、目標220人/日に対し、実績218人/日となり、昨年度の実績181人/日より利用増となり、目標達成まであと一歩のところまできた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体、観光協会、地域事業者との連携強化を図る(今年度もJR東日本が「那須塩原MaaS」を計画している) ・YouTube(公式チャンネル)、車内掲示、HP等で地域観光を含め、幅広く商品のアピールをしていく。
日光交通株式会社	路線名:鬼怒川線 起点:鬼怒川温泉駅 経由地:JR今市駅、下今市駅 終点:イオン今市 系統キロ:17.5km 運行回数:9.0回	<ul style="list-style-type: none"> ①QRコード決済の導入は準備に時間を要し、導入が次年度にずれ込むこととなった。 ②令和5年1月4日の獨協医大日光医療センターの移転に伴い、移転先への乗り入れを開始し、病院従業員などの利用増加を図っている。 ③ホームページ等を利用し、より分かりやすい情報発信に努めることで、利用促進を図っている。 	A 計画:3,300.5回 実績:3,300.5回 差引:±0回	C 利用者目標:200人/日に対し、実績130人/日となり、目標を下回った。 目標不達成の要因:新型コロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化及びワールドスクウェア経由系統の補助対象からの除外	<ul style="list-style-type: none"> ①利用客の利便性向上のためPayPayなどのQRコード決済を導入し、新規顧客層の開拓を図っていく。 ②ホームページ等を利用し、公共交通の利用促進を図っていく。

【各評価項目の評価基準】

④事業実施の適切性

事業が計画に位置づけられたとおり、

- A…適切に実施された。
- B…実施されていない点があった。
- C…実施されなかった。

【参 考】 地域公共交通確保維持改善事業実施要領(抜粋)

6. 事業評価について

(1) 事業評価の実施

① 自己評価(一次評価)

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)に報告するとともに、公表することとする。

⑤目標・効果達成状況

事業が計画に位置付けられた目標を、

- A…達成した。(※定量的な目標のみの場合は、100%達成)
- B…達成できていない点があった。(※定量的な目標のみの場合は、90%達成)
- C…達成できなかった。(※定量的な目標のみの場合は、90%未満)

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6(2024)年1月22日

協議会名:	栃木県生活交通対策協議会
評価対象事業名:	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

協議会名・補助対象事業者名

栃木県生活交通対策協議会
関東自動車株式会社

系統名

宇都宮駅～日光東照宮

別添 1

事業の目的・必要性

- 宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・今市・日光)・東武駅(宇都宮・下今市・日光)までの通勤・買物のため。
- 宇都宮市内・日光市内の各学校までの通学のため。
- 宇都宮市内の国立栃木医療センター・宇都宮第一病院までの通院のため。

事業の概要・目標・効果

- 路線名:宇都宮駅～日光東照宮
- 起点:宇都宮駅
- 経由地:石那田・今市
- 終点:日光東照宮
- 系統キロ:39.1km
- 運行回数:7.4回(1日平均)
- 利用促進などの取り組み
 - ・沿線施設における路線図の配布・コンテンツプロバイダーへのダイヤ情報提供(GTFS-JP/RTの配布)・バスロケーションシステムによる旅客への接近情報の提供・沿線に隣接する篠井ニュータウンへの一部乗入れ・地域連携ICカードの導入・運賃表示器の英語表記・一部停留所の英語アナウンス

●目標・効果

宇都宮・日光両市民の通勤・通学・通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、1日平均277名の利用を目標とする。

●直近3ヶ年の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
輸送人員(人)	102,007	107,375	118,860
経常収支(円)	▲55,863,240	▲44,149,326	▲41,537,303
平均乗車密度(人)	3.4	4.3	4.4
補助金額(千円)	10,056.3	9,406.0	10,293.5
収支率(%)	37.20	48.25	50.72

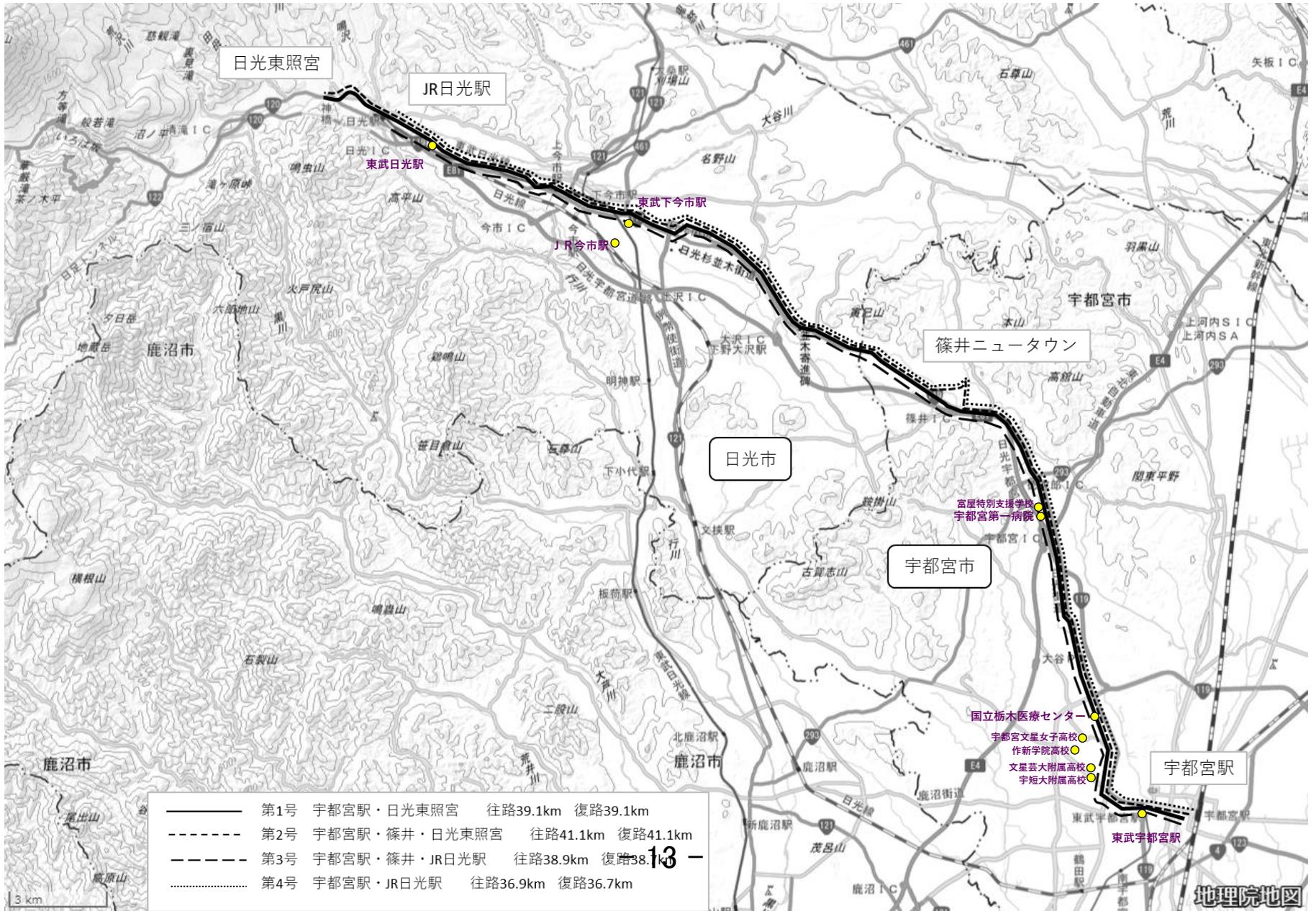
目標・効果の達成状況

【達成状況】
目標277名/日に対し、325名/日であり、目標を達成した。
自社アプリでは、GPSの取得頻度を上げることにより、位置情報の精度を高めている。
新しい路線略図を作成し、HPおよび窓口にて配布をしている。

今後の改善点

- ピーク時間帯の運行便数の確保
- これまで行ってきた付加サービス(バスロケーションシステム・アプリ・サイネージ)の維持

事業実施区域



令和5年度 栃木県における地域公共交通確保維持改善事業

陸上交通
地域間幹線系統

協議会名・補助対象事業者名

栃木県生活交通対策協議会
ジェイアールバス関東株式会社

系統名

塩原本線

別添 2

事業の目的・必要性

- 塩原温泉病院への通院、西那須野で乗り換えて大田原日赤などへの通院、西那須野で乗り換えて黒磯南高校や宇都宮市内方面への通学
- 塩原地区からの関谷地区・西那須野地区への通勤
- 塩原地区からの通学・買い物

事業の概要・目標・効果

- 塩原本線
- 起点：西那須野駅
経由地：千本松・関谷宿
終 点：塩原温泉バスターミナル
- 系統キロ：21.8km
- 運行回数：平日10回・土休日9回
- 目標・効果：運行回数の確保、一日平均220名の利用を目標とする
- 利用促進・生産性向上の取り組み
企画乗車券の販売促進を行う
販売目標：800枚/年

●直近3ヶ年の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
輸送人員(人)	47,588	66,297	79,601
経常収支(円)	▲54,268,378 円	▲55,402,890 円	▲47,993,817 円
収支率	35.44%	39.58%	45.88%
平均乗車密度(人)	2.4	3.0	3.7
補助金額(千円)	5,134	4,551	5,973

目標・効果の達成状況

【達成状況】

利用客数は目標220人/日に対し、実績218人/日となり、昨年度の実績181人/日より利用増になり、目標まであと一步のところまできた。

企画商品の発売状況

R4実績発売数 769枚

R5実績発売数 1101枚 対前年143%となった

【目標を達成できなかった要因(分析)】

コロナが5類になったことから、通勤通学客及び観光客が戻ってきたが、

コロナの影響で移動手段に変化が起きたことから、目標には達しなかった。

今後の改善点

・関係自治体、観光協会、地域事業者との連携強化を図る(今年度もJR東日本が「那須塩原MaaS」を計画している)

・YouTube(公式チャンネル)、車内掲示、HP等で地域観光を含め、幅広く商品のアピールをしていく

事業実施区域



協議会名・補助対象事業者名

栃木県生活交通対策協議会
日光交通株式会社

系統名

鬼怒川線

別添 3

事業の目的・必要性

- 電車通学等が不可能な児童の地域内小学校への輸送
- 商業施設及び医療機関等への輸送(特に高齢者に対する移動手段の確保)
- 交通弱者に対する市街地、駅等への輸送

事業の概要・目標・効果

- 路線名: 鬼怒川線
- 起点: 東武鬼怒川温泉駅
- 経由地: JR今市駅、東武下今市駅
- 終点: イオン今市
- 系統キロ: 17.5km
- 運行回数等: 9.0回
- 目標・効果: 利用者200人/日
- 利用促進・生産性向上の取り組み
 - ① 運転免許自主返納者支援事業による利用促進
 - ② 企画乗車券「今市・鬼怒川1日フリーパス」の発売
 - ③ 企画乗車券「今市・鬼怒川1日フリーパス」のモバイルチケットでの販売
 - ④ 運行経路の見直し(延長)
 - ⑤ 沿線商業施設との連携によるバス利用客への特典付与
 - ⑥ 沿線商業施設での企画乗車券「今市・鬼怒川1日フリーパス」の販売
 - ⑦ QRコード決済の導入
 - ⑧ 沿線大型病院の移転に伴う運行経路の見直し

● 直近3ヶ年の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
輸送人員(人)	43,242	50,494	47,441
経常収支(千円)	▲45,832,754	▲29,578,399	▲24,838,163
収支率(%)	20.2	26.3	29.2
平均乗車密度(人)	1.0	1.2	1.4
補助金額(千円)	2,185	1,655	1,754

目標・効果の達成状況

【達成状況】

目標200人/日に対し、実績130人/日となり、目標を下回った。

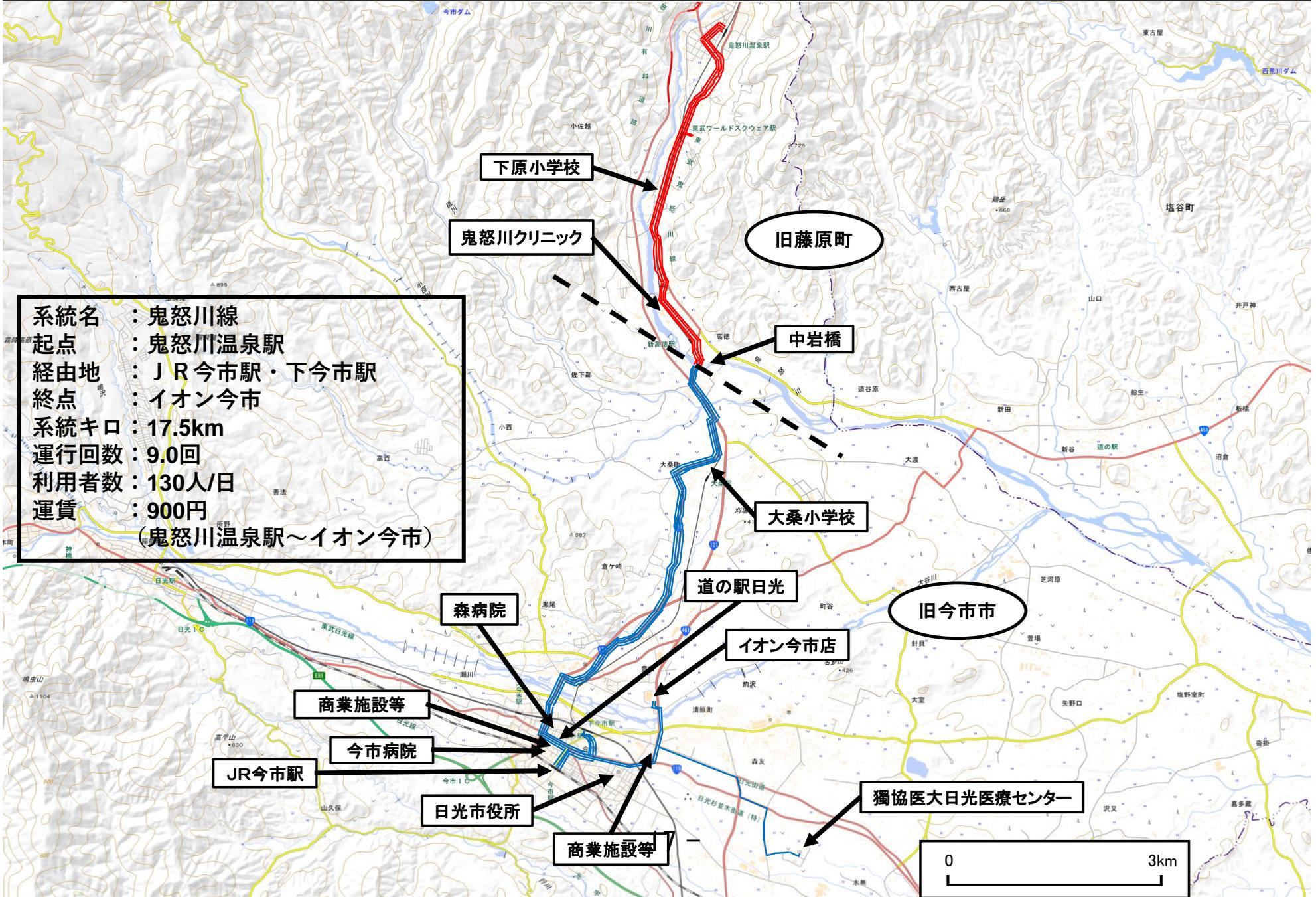
【目標を達成できなかった要因(分析)】

新型コロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化及びー 16 -
ワールドスクウェア経由系統の補助対象からの除外

今後の改善点

- ① 利用客の利便性向上のためPayPayなどのQRコード決済を導入し、新規顧客層の開拓を図っていく。
- ② ホームページ等を利用し、公共交通の利用促進を図っていく。

事業実施区域



令和5年度 第3回栃木県生活交通対策協議会

来年度以降の協議体制について

令和6(2024)年1月22日

栃木県県土整備部交通政策課公共交通担当



- 1 栃木県生活交通対策協議会の役割（現行）
- 2 地域公共交通活性化再生法の改正
- 3 栃木県地域公共交通計画について
- 4 今後の協議体制（案）
- 5 スケジュール

1 栃木県生活交通対策協議会の役割（現行）

- 栃木県生活交通対策協議会には、**道路運送法施行規則 第15条の4 第1項第2号**が規定する「**地域協議会**」と**地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第3条**が規定する「**協議会**」としての2つの役割
- 法令や要綱に定められた役割のほか、栃木県の公共交通のサービスレベルや収支状況等の現状を一元的に把握可能な資料である「**とちぎの公共交通**」を毎年度とりまとめ、公表

「地域協議会」としての役割

【設置根拠】

道路運送法第15条第1項第2号

【協議事項】

- ・地域住民の日常に必要な旅客運送を確保するための枠組みづくりその他の生活交通について
- ・具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の策定

⇒ 乗合バスに係る路線の休止又は廃止の申し出に伴う対応 など

「協議会」としての役割

【設置根拠】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条

【協議事項】

地域公共交通の確保・維持・改善のための「生活交通確保維持改善計画」の策定

⇒ 地域間幹線系統確保維持計画の策定、変更、事業評価 など

その他の役割

【設置根拠】

栃木県生活交通対策協議会設置要綱第1条（法令上の根拠なし）

【協議事項】

- ・生活交通に係る支援に関すること
- ・生活交通の維持・改善及び充実に係る広域的な取組に関すること
- ・その他、生活交通の改善・充実に必要な事項

⇒ 乗合バスへの県補助に関すること
「とちぎの公共交通」のとりまとめ など

上記の役割を兼ねる会議体

栃木県生活交通対策協議会

2 地域公共交通活性化再生法の改正

- 令和2(2020)年の地域公共交通活性化再生法の改正により、**計画制度と補助制度が連動化**
- 補助事業を活用するためには、**補助システムの地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等について、地域公共交通計画に記載し、活性化法定協議会において協議が必要**
- これまで補助事業活用の際に国に提出していた「生活交通確保維持改善計画」の記載事項のうち、計画本体に記載する事項は、「**地域公共交通計画の別紙**」として**法定協議会での協議を経て提出が必要**

	現行		法定計画(地域公共交通計画)の有無	経過措置期間 (~令和6年事業年度)		経過措置期間終了後 (令和7年事業年度~)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
<u>幹線</u>	生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位	乗合事業者 又は 都道府県・市町村法定協議会	都道府県法定計画あり	都道府県法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者	<u>都道府県法定計画</u>	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県・市町村法定計画なし	<u>生活交通確保維持改善計画(幹線)</u>	乗合事業者	補助対象外	

令和7年事業年度までに移行が必要

現在の状況

(出典) 国土交通省総合政策局地域交通課「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」

- 県においては、県全域を対象区域とした地域公共交通計画を策定するため、令和3(2021)年度に活性化法定協議会である「**栃木県地域公共交通活性化協議会**」を設置（下部組織として、地域ごとに「**地域部会**」を設置）
- 補助事業活用のためには、活性化法定協議会である「**栃木県地域公共交通活性化協議会**」での協議が必要だが、**現行の「栃木県生活交通対策協議会」とは構成員が異なる**

法定協議会

栃木県地域公共交通活性化協議会

【構成員】

栃木県、市長会、町村会、鉄道事業者、バス協会、タクシー協会、道路管理者、公安委員会、学識経験者、地域公共交通の利用者、関東運輸局、県教育委員会、県社会福祉協議会

地域部会

県北

県央

県南

【構成員】

栃木県、市町、鉄道事業者、乗合バス事業者、バス協会、タクシー協会

※ 下線：「生活交通対策協議会」とは異なる構成員

「法定協議会」の役割

【設置根拠】

地域公共交通活性化再生法第6条第1項

【協議事項】

・地域公共交通計画の作成・実施に関して必要な事項

⇒ **栃木県地域公共交通計画の策定に関する協議**
地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）に関する協議

【参考】「栃木県生活交通対策協議会」の構成員

栃木県、関東運輸局、市町、バス事業者、バス協会、タクシー協会、交運労協

（栃木県生活交通対策協議会設置要綱）

4 令和6年度以降の協議体制（案）

- 各協議会では役割や構成員が異なることから、既存の枠組みを生かし、令和6年度以降、**栃木県生活交通対策協議会を地域公共交通活性化協議会の部会へ移行**することで対応（「生活交通部会」）
- **生活交通対策協議会での協議事項は引き続き「生活交通部会」で協議**し、活性化協議会へ報告
- **構成員は現行のメンバーを基本**としつつ、役職等を調整

現行（～R5）

活性化法定協議会

栃木県地域公共交通活性化協議会

地域部会 県北 県央 県南

栃木県生活交通対策協議会

分科会 ※路線の休止・廃止の際などに
・WG等 関係者を構成員として都度設置

新たな体制（R6～）

活性化法定協議会

栃木県地域公共交通活性化協議会

地域部会 県北 県央 県南

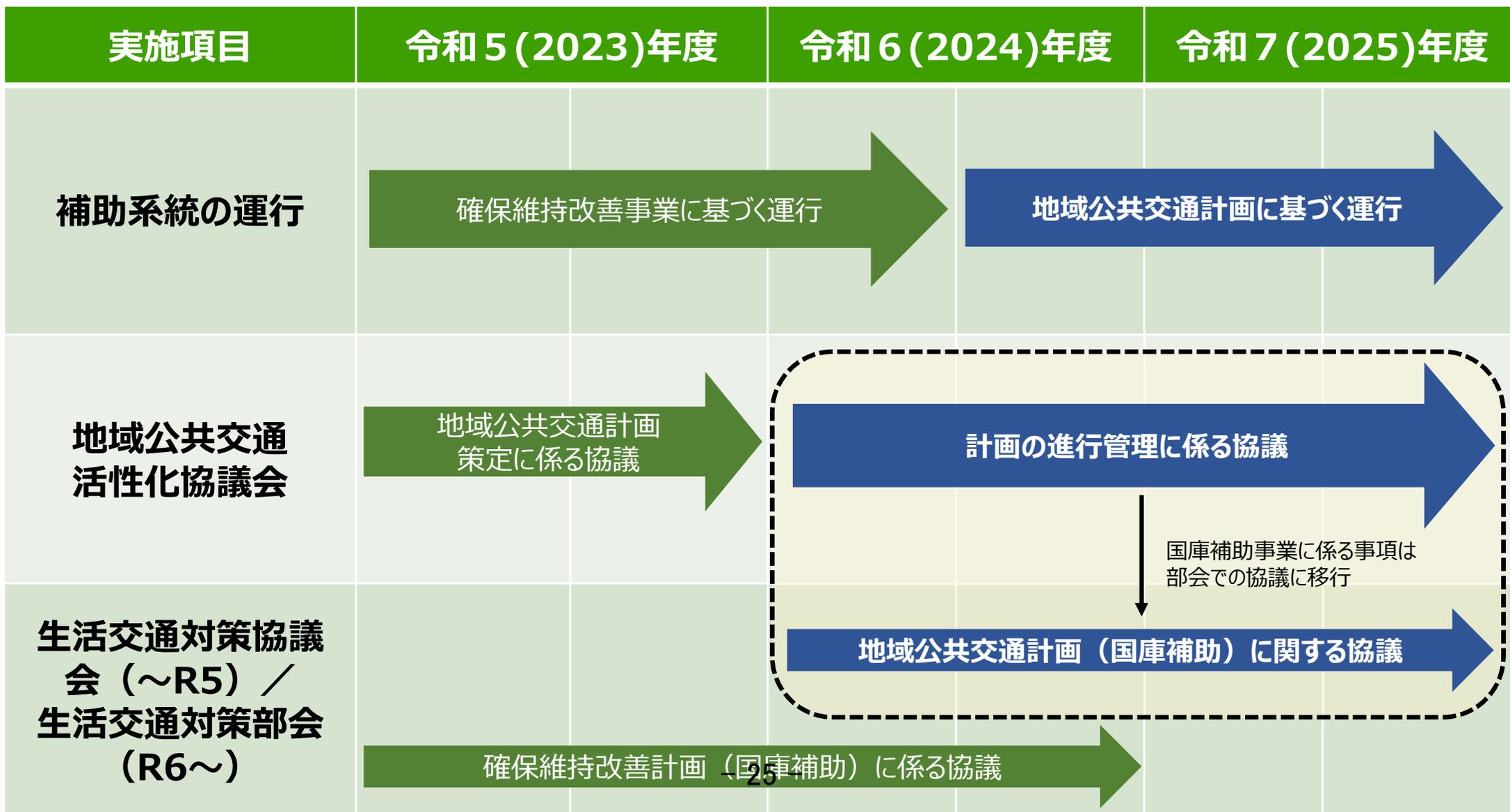
生活交通対策部会 ※生活交通対策協議会の役割を引き継ぐ

分科会
・WG等 ※都度設置

移行

5 スケジュール

- 令和6年度分の幹線系統国庫補助協議までは生活交通対策協議会において協議
- 栃木県地域公共交通計画の策定（R6.3予定）後、令和7年度分の国庫補助協議（R6.6予定）から「栃木県地域公共交通活性化協議会」の「生活交通対策部会」での協議に移行



【参考】 現行の各協議会の位置付け

	法令に定められた協議会		要綱に定められた協議会
協議会名称	活性化法定協議会	地域協議会	協議会
設置根拠法令等	地域公共交通の活性化再生に関する法律第6条第1項	道路運送法施行規則第15条の4第1項2号	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条
協議事項	地域公共交通計画の策定及び実施に関して必要な事項	(1)地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくりその他の生活交通について (2)具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の策定	地域公共交通の確保・維持・改善のための「生活交通確保維持改善計画」の策定
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・公共交通事業者等 ・道路管理者、港湾管理者、 ・事業を実施すると見込まれる者 ・公安委員会 ・地域公共交通の利用者、学識経験者その他必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・市町村 ・地方運輸局長又はその指名する職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・市区町村 ・交通事業者若しくは交通施設の管理者

本県の会議体	栃木県地域公共交通活性化協議会	栃木県生活交通対策協議会
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県地域公共交通計画策定に関する協議 ・地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）の事業評価 	<ol style="list-style-type: none"> (1)乗合バスに係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事 (2)生活交通に係る支援に関する事 (3)国庫協調補助・県単補助要領に規定する生活バス路線の指定に関する事 (4)国庫協調補助・県単補助要領に規定する特定課題系統の選定 (5)国庫協調補助・県単補助要領に規定する改善計画の承認 (6)生活交通の維持、改善及び充実等に係る広域的な取組に関する事 (7)その他生活交通の維持、改善及び充実等に必要事項に関する事

交通事業者を対象とした支援事業について

R6(2024).1.22 交通政策課

令和5年度12月補正予算（経済対策分）のうち、交通事業者を対象とした支援事業は下記のとおり。

（単位：千円）

事業名	予算額	左の財源内訳				説 明
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
地域公共交通等支援事業費	192,100	192,100				燃料価格の高騰により影響を受ける地域公共交通事業者等に対する支援金の支給に要する経費の補正 1 タクシー・貸切バス事業者支援事業費 119,500千円 ・支給対象者 タクシー事業者、貸切バス事業者 ・補助額 2万円/台（タクシー） 10万円/台（貸切バス） 2 路線バス運行支援事業費 72,600千円 ・支給対象者 路線バス事業者 ・補助額 18万円/台

（参考）

令和4年度6月補正（原油価格・物価高騰等対応分）及び令和5年度5月補正（物価高騰克服分）の補助実績は下記のとおり

地域公共交通等支援事業費	予算成立時期	運行継続のために必要な経費を補助	支援台数	支援金額
路線バス運行支援事業費	令和4年度6月補正分	路線バス @40万円/台	400台	160,000千円
	令和5年度5月補正分	" @25万円/台	※精査中	※精査中
タクシー・貸切バス運行支援事業費	令和4年度6月補正分	貸切バス @20万円/台 タクシー @5万円/台	979台 1671台	195,800千円 83,550千円
	令和5年度5月補正分	貸切バス @15万円/台 タクシー @3万円/台	※精査中 ※精査中	※精査中 ※精査中